

芦田川水系河川整備基本方針 本文新旧対照表

令和8年9月17日

国土交通省 水管理・国土保全局

	芦田川水系河川整備基本方針（平成16年6月策定）	芦田川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
1	芦田川水系河川整備基本方針 平成16年6月 国土交通省河川局	芦田川水系河川整備基本方針 (変更案) 令和 年 月 国土交通省 水管理・国土保全局	

	芦田川水系河川整備基本方針（平成16年6月策定）	芦田川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
	目 次	目 次	
	1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針…………… 1 （1）流域及び河川の概要…………… 1 （2）河川の総合的な保全と利用に関する基本方針…………… 6 ア 災害の発生の防止又は軽減…………… 9 イ 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持…………… 12 ウ 河川環境の整備と保全…………… 12 2. 河川の整備の基本となるべき事項…………… 15 （1）基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項…………… 15 （2）主要な地点における計画高水流量に関する事項…………… 16 （3）主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項…………… 17 （4）主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項…………… 18 （参考図）芦田川水系図…………… 巻末	1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針…………… （1）流域及び河川の概要…………… （2）河川の総合的な保全と利用に関する基本方針…………… ア 災害の発生の防止又は軽減…………… イ 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持…………… ウ 河川環境の整備と保全…………… 2. 河川の整備の基本となるべき事項…………… （1）基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項…………… （2）主要な地点における計画高水流量に関する事項…………… （3）主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項…………… （4）主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項…………… （参考図）芦田川水系図…………… 巻末	
2			

	芦田川水系河川整備基本方針（平成16年6月策定）	芦田川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
3	1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針 (1) 流域及び河川の概要	1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針 (1) 流域及び河川の概要	
4	芦田川は、その源を広島県賀茂郡大和町大字蔵宗（標高570m）に発し、世羅台地を貫流し、矢多田川、御調川等の支川を合わせ府中市に至り、その下流で神谷川、有地川、高屋川等を合わせ、神辺平野を流下し、さらに瀬戸川を合わせて福山市箕島町において瀬戸内備後灘に注ぐ、幹川流路延長86km、流域面積860km ² の一級河川である。	芦田川は、その源を広島県三原市大和町蔵宗（標高570m）に発し、世羅台地を貫流し、矢多田川、御調川等の支川を合わせ府中市に至り、その下流で神谷川、有地川、高屋川等を合わせ、神辺平野を流下し、さらに瀬戸川を合わせて福山市箕島町において備後灘に注ぐ、幹川流路延長86km、流域面積860km ² の一級河川である。	
5	その流域は、広島県東部に位置し、広島・岡山両県にまたがり、流域の土地利用は、山地等が約88%、水田や果樹園等の農地が約10%、宅地等市街地が約2%となっている。この流域の中下流にまたがる備後地方は、昭和39年に「備後地区工業整備特別地域」の指定を受けて以来、従来の軽工業中心から鉄鋼業を中心とする重化学工業主体の産業都市へと転換を図り、瀬戸内海沿岸地域における中核的な工業拠点として発展してきたことから、備後地方における社会、経済、文化の基盤をなすとともに、古くから人々の生活を支え文化を育んでいることから、本水系の治水・利水・環境についての意義は極めて大きい。	その流域は、広島県東部に位置し、流域の一部は岡山県にまたがる。流域の土地利用は、森林が約74%、農地が約13%、市街地等が約9%、河川及び湖沼が約2%、その他約2%となっている。	・ 時点更新（土地利用） ・ 一部7へ移動
6		流域の関係市町の人口は、平成17年（2005年）と令和2年（2020年）を比較すると約89.2万人から約82.8万人に減少した。一方で、高齢化率は、24%から33%に上昇している。	・ 流域内市町人口、高齢化率に関する内容の追記
7		流域内には、国道2号や国道182号等の広域幹線道路や山陽自動車道が整備されており、道路ネットワークが形成されている。鉄道は、下流域を横断するJR山陽本線その他、井原鉄道が中流域、JR福塩線が中・上流域に延びている。山陽地方の動脈となる道路・鉄道の交通網が集中し、山陽地方の人流・物流の要衝となっている。また、芦田川流域の中下流にまたがる備後地方は、このような交通網の整備により、昭和39年（1964年）に「備後地区工業整備特別地域」の指定を受けて以来、従来の軽工業中心から鉄鋼業を中心とする重化学工業主体の産業都市へと転換を図り、瀬戸内海沿岸地域における中核的な工業拠点として発展してきた。本流域は、備後地方における社会、経済、文化の基盤をなすとともに、古くから人々の生活を支え文化を育んでいることから、本水	・ 交通に関する内容の追記 ・ 一部5から移動

	芦田川水系河川整備基本方針（平成16年6月策定）	芦田川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
		系の治水・利水・環境についての意義は極めて大きい。	
8	芦田川は、中国山地の南斜面を北西から南東に流れているため、中国山地を刻む基盤目状の断層構造に支配され、屈曲の大きい河川となっている。地質的には、総体的に花崗岩で覆われており、下流域の平野は花崗岩山地からの流出を受けた沖積平野となっている。下流部の年間降水量（平成4年～平成14年）は約1,200mmと少なく、全国平均の約3分の2となっている。	芦田川は、中国山地の南斜面を北西から南東に流れており、中国山地に発達する断層構造の影響を受けて、屈曲の大きい河川となっている。源流から世羅町に至る上流部では、世羅台地を中心とする台地が発達し、府中市から神辺平野までの中流部では、多くの支川が合流するとともに、背後のなだらかな山々と河川沿いの平野からなる盆地が発達し、下流部では、神辺・福山平野を中心とする沖積平野が発達している。	・一部10と11に移動
9		芦田川の河床勾配は、上流部は山間部を蛇行しながら流れ約1/50～1/180と急勾配であり、中流部では神辺平野を東流し約1/180～1/900と徐々に緩やかになり、下流部の河口部湛水域付近では約1/2,200と緩勾配となる。支川高屋川の河床勾配は約1/1,100と緩やかで、福山市街地を流下し、芦田川下流部に合流する。	・河床勾配を追加
10		流域の地質は、総体的に花崗岩で覆われており、上流部は、流紋岩類、粘板岩、輝緑凝灰岩、閃緑岩類等が分布し、中・下流部は、粘板岩、輝緑凝灰岩、玄武岩、流紋岩類等が分布している。	・一部8から移動
11		流域の気候は、年間を通じて日照時間が長く、降水量が少ない瀬戸内式気候区に属しており、年平均降水量は約1,260mmと少なく、全国平均の7～8割程度となっている。	・一部8から移動 ・時点更新
12	源流から府中市に至る上流部のうち甲山町に至る区間は、大半がアカマツで優占された標高500m～600mの世羅台地を緩やかに流れる平地河川の様相を呈し、その沿川には集落が点在し、水田や果樹園等の農地が広がっている。甲山町に入ると峡谷を流れる山地河川の様相を呈しており、両岸に緑豊かな山々が迫り、特に河佐峡は溪谷美を誇り、早瀬や淵が連続し複雑な流れとなっている。河岸には、ヤシャゼンマイなどの溪谷特有の植生が生育しているほか、渓流域を餌場としているカワガラス、キセキレイなどが生息している。	源流部から府中市に至る芦田川上流部のうち世羅町に至る区間は、大半がアカマツで優占された標高500m～600mの世羅台地を緩やかに流れる平地河川の様相を呈し、その沿川には集落が点在し、水田や果樹園等の農地が広がっている。世羅町に入ると峡谷を流れる山地河川の様相を呈しており、巨礫の分布や岩盤の露出、溪谷特有の低木林が見られ、両岸に緑豊かな山々が迫っている。特に河佐峡は溪谷美を誇り、早瀬や淵が連続し複雑な流れとなっている。河岸には、ネコヤナギ、サワヒメスゲなどの溪谷特有の植物が生育しているほか、渓流域を餌場としているオシドリ等が生息している。また、八田原ダムのダム湖周辺にはアカマツが群生し、貴重な昆虫であるギフチョウも生息している。	・表現の適正化 ・時点更新
13	府中市市街地から神辺平野までの中流部では、多くの支川が合流し、背後のなだらかな山々と河川沿いの平野によって盆地地形を呈し、瀬や淵が交互にみられ、アユなどの魚類が生息している。中州にはセイタカヨシ群落やサギ類の営巣場所となっている	府中市市街地から神辺平野までの芦田川中流部は、多くの支川が合流するとともに、背後のなだらかな山々と河川沿いの平野からなる盆地が発達し、瀬や淵が交互に形成され、アユ、オイカワ、アカザなどの魚類が生息している。中州にはオギ群落、セイタカ	・表現の適正化

	芦田川水系河川整備基本方針（平成16年6月策定）	芦田川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
	ヤナギ群落が生育しており、水際にはカワデシヤ、ミゾコウジュなども確認されている。	ヨシ群落やサギ類の営巣場所となっているヤナギ群落が生育しており、水際部にはカワデシヤ、ミゾコウジュなども確認されている。	
14	福山平野を流れる下流部では、流れも緩やかになり、メダカも確認されている。寄州や中州には、オオヨシキリの営巣場所となっているヨシやオギなどの群落が発達している。	福山平野を流れる芦田川下流部は、流れも緩やかになり、ミナミメダカも確認されている。寄州や中州には、オオヨシキリの営巣場所となっているヨシ群落やオギ群落等が発達している。	・表現の適正化
15	昭和56年6月に完成した芦田川河口堰湛水域では、一面に雄大な湛水域が出現し、ゲンゴロウブナなどの止水域を好む魚類が多く生息するとともに、カモ類などが越冬場所や採餌場所として利用している。	昭和56年（1981年）6月に完成した芦田川河口堰の上流では、一面に雄大な湛水域が出現し、ミナミメダカ、ヤリタナゴなどの止水域を好む魚類が多く生息するとともに、カモ類などが越冬場所や採餌場所として利用している。	・西暦追加
16	河口周辺は、左右岸ともに干潟が発達しており、スナガニ、ハクセンシオマネキ、トビハゼ等の干潟特有の種が多く生息している。冬季には、水域部をハジロカイツブリなどが越冬場所として利用している。	河口周辺は、左右岸ともに干潟が発達しており、スナガニ、ハクセンシオマネキ、トビハゼ等の干潟特有の種が多く生息している。冬季には、水域部をハジロカイツブリなどが越冬場所として利用している。	
17	支川高屋川は、流量が少なく汚濁が進行しており、ヤリタナゴ等よどみを好む種が生息している。	支川高屋川は、コウライニゴイや遊泳力が弱いヤリタナゴ等よどみを好む種が多く生息している。	・時点更新
18		なお、特定外来生物として、魚類では、オオクチバス、魚類以外では、ウシガエル、植物では、オオフサモ等が確認されており、在来種の生息・生育・繁殖環境への影響が懸念されている。	・特定外来種の追加
19	芦田川と人々との関わり合いは古く、現在の神辺平野一帯は古くは「穴の海」と称されており、この辺りまで海水が流入し、流路は数条に分かれ洪水毎に大きく変動して雨季毎に濁流が氾濫していた。備陽六郡誌によると、寛文13年（1673年）には、国宝「明王院」の門前町として繁栄を続けていた草戸千軒町（現在の福山市草戸町）が芦田川の川底に水没するなど想像を絶する大洪水が記録されている。その後、福山城主水野勝成公により、芦田川河口に広がる広大なデルタの開発が行われ、アシ原や干潟は農地に変えていった。さらに、洪水に備えて通称水野土手を築く等の治水対策により、今日の芦田川の流れの基礎ができあがった。	芦田川と人々との関わり合いは古く、現在の神辺平野一帯は古くは「穴の海」と称されており、この辺りまで海水が流入し、流路は数条に分かれ洪水のたびに大きく変動し、濁流が氾濫していた。備陽六郡誌によると、寛文13年（1673年）には、国宝「明王院」の門前町としても繁栄を続けていたといわれる港町（後に草戸千軒町と呼ばれる）が芦田川の川底に水没するなど想像を絶する大洪水が記録されている。その後、福山城主水野勝成公により、芦田川河口に広がる広大なデルタの開発が行われ、アシ原や干潟を農地に変えていった。さらに、洪水に備えて通称水野土手を築く等の治水対策により、今日の芦田川の流れの基礎ができあがった。	
20	芦田川水系の治水事業は、大正8年7月の水害を契機として、基準地点神島における計画高水流量を1,950m³/sとし、府中市から下流について大正12年に直轄改修工事として着手した。この改修工事の最大の焦点は鷹取川を廃川地とし、芦田川左岸の草戸町淀川、大河原、井上新涯を掘削し川幅を広げ、流水の円滑な流下を図るこ	芦田川水系の治水事業は、大正8年（1919年）7月の水害を契機として、基準地点神島における計画高水流量を1,950m³/sとし、府中市から下流について大正12年（1923年）に直轄改修工事として着手した。この改修工事の最大の焦点は鷹取川を廃川地とし、芦田川左岸の草戸町淀川、大河原、井上新涯を掘削し川幅を広げ、流水の円滑	・西暦追加

	芦田川水系河川整備基本方針（平成16年6月策定）	芦田川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
	とであった。その後、昭和20年9月の枕崎 ^{まくらざき} 台風によって、死者85名、家屋全壊120戸、家屋浸水2,714戸にのぼる未曾有の被害が、府中から高屋川合流付近までの地域を中心に発生した。	な流下を図ることであった。その後、昭和20年（1945年）9月の枕崎 ^{まくらざき} 台風によって、死者85名、家屋全壊120戸、家屋浸水2,714戸にのぼる未曾有の被害が、府中から高屋川合流付近までの地域を中心に発生した。	
21	芦田川は昭和42年6月に一級河川の指定を受け、昭和43年2月に従前の計画を踏襲した工事実施基本計画が策定された。その後、昭和45年3月に出水状況及び流域の開発状況にかんがみ、基準地点の神島における基本高水のピーク流量を3,500m³/sとし、このうち700m³/sを洪水調節施設により調節し、計画高水流量を2,800m³/sとする計画に変更した。	芦田川は昭和42年（1967年）6月に一級河川の指定を受け、昭和43年（1968年）2月に従前の計画を踏襲した工事実施基本計画が策定された。その後、昭和45年（1970年）3月に出水状況及び流域の開発状況に鑑み、基準地点の神島における基本高水のピーク流量を3,500m³/sとし、このうち700m³/sを洪水調節施設により調節し、計画高水流量を2,800m³/sとする計画に変更した。	・西暦追加 ・表現の適正化
22	昭和56年6月には河口部において、洪水の流下に必要な河積の確保、塩水遡上の防止並びに工業用水の確保を図る多目的堰として芦田川河口堰が完成し、平成10年4月には多目的ダムである八田原 ^{はったばら} ダムが完成し、現在に至っている。	昭和56年（1981年）6月には河口部において、洪水の流下に必要な河積の確保、塩水遡上の防止並びに工業用水の確保を図る多目的堰として芦田川河口堰が完成し、平成10年（1998年）3月には多目的ダムである八田原 ^{はったばら} ダムが完成した。また、平成9年（1997年）の河川法の改正を受け、工事実施基本計画に代わる計画として、基準地点山手における基本高水のピーク流量を3,500m³/sとし、このうち洪水調節施設により700m³/sを調節し、計画高水流量を2,800m³/sとする芦田川水系河川整備基本方針を平成16年（2004年）6月に策定した。さらに、平成20年（2008年）12月には、芦田川水系河川整備計画【国管理区間】を策定し、戦後最大洪水である昭和20年（1945年）9月洪水と同規模の洪水が再び発生した場合においても、基準地点山手における河道配分流量2,100m³/sを安全に流下させることを目標とした。	・西暦追加 ・河川整備基本方針等の策定を追記
23		その後、平成30年7月豪雨（2018年）では、基準地点山手において観測史上最高水位を記録し、上流部では溢水が発生したほか、下流部では支川等の氾濫や本川への排水不良に伴う内水氾濫により、家屋等に甚大な浸水被害が発生した。このため、令和2年（2020年）12月に、同豪雨と同規模の洪水に対し、府中市街地より下流部においては、浸水被害の防止を図り、府中市街地より上流部の山間部においては、家屋の浸水被害の防止を図ることを目標とし、基準地点山手における河道配分流量を2,400m³/sとする芦田川水系河川整備計画【大臣管理区間】（変更）を策定した。	・変更河川整備計画の策定を追記
24		平成27年9月関東・東北豪雨（2015年）を受け、平成27年（2015年）12月に策定された「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づき、平成28年（2016年）11月に「芦田川水系大規模氾濫時の減災対	・水防災意識社会再構築に関する取組の追記

	芦田川水系河川整備基本方針（平成16年6月策定）	芦田川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
		策協議会」を設立した。同協議会では、「水防災意識社会」の再構築を目的として、国・県・市等が連携・協力して、減災に向けた目標を共有し、河道掘削や堤防強化などのハード対策、防災教育や防災関係機関が連携した多機関連携水害タイムラインの作成などのソフト対策を一体的・計画的に推進してきた。	
25		また、令和2年（2020年）5月には、河川管理者、ダム管理者及び関係利水者により、「芦田川水系治水協定」が締結された。同協定に基づき、流域内にある11基の既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用するなど、洪水調節機能の強化を推進し、水害の防止に取り組んでいる。	・治水協定の追記
26		さらに、気候変動の影響による水害の頻発化・激甚化を踏まえ、治水対策を抜本的に強化するため、「芦田川水系流域治水協議会」が設立され、令和3年（2021年）3月に「芦田川水系流域治水プロジェクト」を策定・公表した。その後、流域治水の取組を更に加速化・深化させるため、令和6年（2024年）3月に「芦田川水系流域治水プロジェクト2.0」へ更新した。現在は、河川整備に加え、雨水貯留施設等の整備、農地・農業水利施設の多面的機能の活用、水災害リスク情報の充実など、流域全体の水害リスクの軽減に向けた幅広い取組を、あらゆる関係者が協働して推進している。	・流域治水プロジェクトの追記
27		流域治水プロジェクトの推進に当たっては、多様な機能を有する流域内の自然環境をグリーンインフラとして活用し、多自然川づくりや自然環境の保全・再生、川を活かしたまちづくり等の取組を進めている。これにより、水害リスクの低減に加え、生態系ネットワークの形成や地域の魅力向上など、治水と環境・地域振興が両立した取組を推進している。	・流域治水プロジェクトの追記
28		この流域治水プロジェクトにおける主な地域の取組として、福山市域では、平成30年7月豪雨（2018年）を受け、「福山市域における浸水対策協議会」が設立された。同協議会では、河川改修、雨水貯留施設や内水排水機能の整備、ため池の改良による流出抑制等、国、広島県、福山市及び土地改良区が連携して取り組む浸水対策について、当面～中期及び長期対策の内容を取りまとめた。令和5年（2023年）には「平成30年7月豪雨による床上浸水を5か年でゼロ」を目標とした当面～中期対策が概ね完了し、引き続き長期対策を実施している。また、府中市においても、国、県及び市と専門家も含めた関係者で構成する「府中市浸水対策検討委員会」を設置し、同委員会において具体的な目標や浸水対策の方向性を示す「府中市浸	・主な地域の取組の追記

	芦田川水系河川整備基本方針（平成16年6月策定）	芦田川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
		水対策ロードマップ」を作成し、関係機関が連携して内水対策を推進している。さらに、福山市では令和7年（2025年）4月に、府中市では令和8年（2026年）3月に、立地適正化計画を改定し、土砂災害の危険性が高い区域を居住誘導区域から除外するなど、災害に強いまちづくりを進めている。	
29	河川水の利用については、古くから水力発電や農業用水、水道用水、工業用水としての利用が広く行われてきた。現在は、水力発電として、昭和38年11月に建設された府中発電所をはじめとする3箇所の水力発電所で、総最大出力12,525kwの電力の供給が行われ、農業用水として、約8,200haに及ぶ耕地のかんがい利用されている。また、水道用水として、大正15年に給水を開始した福山市をはじめとし、2市1町で取水されているほか、工業用水として、福山市の臨海工業地帯に供給されている。	河川水の利用については、古くから水力発電や農業用水、水道用水、工業用水としての利用が広く行われてきた。現在は、水力発電として、昭和38年（1963年）11月に建設された府中発電所をはじめとする3箇所の水力発電所で、総最大出力12,908kWの電力の供給が行われ、農業用水として、約8,200haに及ぶ耕地のかんがい利用されている。八田原ダムでは、総合的な利水、カーボンニュートラルへの対応を目的としたダムの運用高度化を図るため、ハイブリッドダムの取組を試行している。また、水道用水として、大正15年（1926年）に給水を開始した福山市をはじめとし、2市で取水されているほか、工業用水として、福山市の臨海工業地帯に供給されている。	・西暦追記
30	芦田川流域は、年間降水量が少なく、河川流況が悪いにもかかわらず、急速な都市化の進展により、上水道用水、工業用水の取水量が増加し、水利用が高度化しているため、水不足に陥りやすくなっている。昭和48年、昭和53年、昭和57年、平成6年、平成14年などには渇水による被害に見舞われ、特に平成6年の夏季には、備後地域の各地において取水制限が行われ、12時間断水が45日間続く等、約12万3,500世帯が被害を受けた。また、工業用水全体では、最大約70%の取水制限が行われ、各企業では井戸掘削や水質浄化装置の設置による循環水の再利用により対応を行った。	芦田川流域は、年間降水量が少なく、河川流況が悪いにもかかわらず、急速な都市化の進展に伴う、上水道用水、工業用水の取水量が増加し、水利用が高度化しているため、水不足に陥りやすくなっている。昭和48年（1973年）、昭和53年（1978年）、昭和57年（1982年）、平成6年（1994年）、平成14年（2002年）、平成20年（2008年）、令和5年（2023年）などには渇水による被害に見舞われ、特に平成6年（1994年）の夏季には、備後地域の各地において取水制限が行われ、12時間断水が45日間続くなど、約12万3,500世帯に影響が及んだ。また、工業用水全体では、最大約70%の取水制限が行われ、各企業では井戸掘削や水質浄化装置の設置による循環水の再利用により対応を行った。このような渇水への備えとして「芦田川水系渇水タイムライン」を令和2年（2020年）8月に策定し、令和5年（2023年）から令和6年（2024年）にかけて発生した渇水では、三川ダム及び八田原ダムの貯水量が低下したことを踏まえ、芦田川水系渇水タイムラインに基づき産業や生活に影響を与えない範囲で取水制限を実施した。	・西暦追記 ・時点更新
31	水質については、芦田川本川にある府中大橋上流のBOD75%値は環境基準値を満足しており良好な状態を維持しているものの、支川高屋川合流後では比較的高い値を示している。また、BOD平均値（本川7箇所の平均値）でみると、中国地方の一級河川の中では最	水質については、芦田川は瀬戸川合流点より上流がA類型、下流がB類型、支川高屋川はJR福塩線橋梁から上流がA類型、下流がB類型に指定されている。芦田川本川にある府中大橋上流のBOD75%値は環境基準値を満足しており良好な状態を維持しているものの、支	・西暦追記 ・時点更新 ・環境基準を追記

	芦田川水系河川整備基本方針（平成16年6月策定）	芦田川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
	も値の高い河川となっている。支川高屋川にある横尾地点においては、平成13年度のBOD75%値でみると、おおむね6.5mg/l程度（B類型）であり、水質汚濁が顕著なことから、近年では浄化用水導入事業及び河川水の浄化事業が実施されている。これにより水質の改善がみられるものの、現在においても環境基準値を満足していない状況にある。	川高屋川合流後では比較的高い値を示し、BOD平均値（本川7箇所平均値）でみると、 過去には 中国地方の一級河川の中では最も値の高い河川となっていた。高屋川にある横尾地点においては、平成14年度（2002年度）のBOD75%値でみると、おおむね 5.9mg/L 程度（B類型）であり、水質汚濁が顕著であった。	
32	このような状況下の中で、芦田川水系においては、平成7年度に「芦田川水環境改善緊急行動計画（清流ルネッサンス21）」が策定された。これに基づき、地元市町と河川管理者、下水道管理者及び関係機関が一体となって、下水道整備、河川浄化施設の設置、浄化用水導入事業に加え、合併浄化槽の設置、普通河川・水路の浄化、家庭雑排水負荷の削減などの流域対策等を実施してきた。しかし、目標水質には達せず、まだ水質改善が必要であるため、平成15年度には、新たに「第二期水環境改善緊急行動計画（清流ルネッサンスⅡ）」を策定し、更なる水質改善に取り組んでいる。	このような状況下の中で、芦田川水系においては、平成7年度（1995年度）に「芦田川水環境改善緊急行動計画（清流ルネッサンス21）」が策定された。これに基づき、地元市町と河川管理者、下水道管理者及び関係機関が一体となって、下水道整備、 平成12年度（2000年度）に高屋川浄化施設 を設置、浄化用水導入事業に加え、合併浄化槽の設置、普通河川・水路の浄化、家庭雑排水負荷の削減などの流域対策等を実施してきた。しかし、目標水質には達せず、まだ水質改善が必要であるため、平成15年度（2003年度）には、新たに「第二期水環境改善緊急行動計画（清流ルネッサンスⅡ）」を策定し、更なる水質改善に取り組んできた。 その後、計画を5年毎に見直し、平成28年度（2016年度）3月には「芦田川水環境改善アクションプラン」を、令和3年度（2021年度）には「第Ⅱ期芦田川水環境改善アクションプラン」を策定し、「人々が誇れる芦田川を目指して、一緒に取り組もう！」を目標として、環境改善施策を推進している。このような、国・自治体・地域住民等流域全体の水質改善の取組により、近年では環境基準に近い値まで改善している。 なお、河川における水質浄化の取組として、水呑大橋付近から法音寺橋付近にかけてワンド・たまり、水生植生帯で形成される良好な湿地環境（ウェットランド）を整備し、微生物や植物の働きを利用した水質浄化を図っている。	・西暦追記 ・近年の取組を追加
33	また、芦田川河口堰貯水池の水質改善対策を、学識者、漁業従事者、利水者、河川管理者等で協議・検討し、平成13年1月からは河口堰の弾力的放流を試行して貯水池の水質改善に取り組んでいる。	また、芦田川河口堰貯水池の水質改善対策を、学識者、漁業従事者、利水者、河川管理者等で協議・検討し、平成13年（2001年）1月からは 芦田川 河口堰の弾力的放流を試行して貯水池の水質改善に取り組んでいる。	・西暦追記
34	八田原ダムでは、貯水池上流にし尿処理場や大規模畜舎が集中する支川宇津戸川の水質は劣悪な状況であり、流入負荷量の削減対策や下水道整備と併せ水質保全対策を進めている。	八田原ダムでは、貯水池上流にし尿処理場や大規模畜舎が集中する支川宇津戸川の水質は劣悪な状況であり、流入負荷量の削減対策や下水道整備と併せ水質保全対策を進めている。	
35	河川の利用については、高水敷は公園、運動広場等に利用され、ゲートボールやグランドゴルフ等のスポーツ大会が盛んに開催され	河川の利用については、高水敷は公園、運動広場等に利用され、ゲートボールやグランドゴルフ等のスポーツ大会が盛んに開催され	・西暦追記 ・かわまちづくり・地域

	芦田川水系河川整備基本方針（平成16年6月策定）	芦田川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
	るなど、周辺住民の憩いの場として親しまれている。シーズンになると、府中市から河佐峡にかけて、アユを中心に釣り客が時節を賑わせるほか、多くの人々がキャンプや水遊びなど山間の避暑地として広く川を利用されている。また、河口から約43kmには平成10年3月に完成した八田原ダムがあり、年間1万人を越える人が自然散策や多目的広場等の利用のために訪れている。また、河口に位置している芦田川河口堰の雄大な湛水域はボート競技、ボートセーリング等の水上スポーツの格好の場となっており、平成5年9月には漕艇A級コースに認定されたこともあって、各種大会や市民の愛好者によって盛んに利用されている。さらに、中下流部では、市民団体等によるバードウォッチング、水辺のウォーキング、水生生物調査等の環境学習の場としての利用等、沿川住民のみならず地域の人々の身近な空間として親しまれている。	るなど、周辺住民の憩いの場として親しまれている。シーズンになると、府中市から河佐峡にかけて、アユを中心に釣り客が季節を賑わせるほか、多くの人々がキャンプや水遊びなど山間の避暑地として広く川が利用されている。河口から約43kmの地点には平成10年（1998年）3月に完成した八田原ダムがあり、令和元年度（2019年度）には、3千人を超える人が自然散策や多目的広場等の利用のために訪れている。また、中下流部では、市民団体等によるバードウォッチング、水辺のウォーキング、水生生物調査等の環境学習の場としての利用等、沿川住民のみならず地域の人々の身近な空間として親しまれている。特に、下流部の芦田川の市街地区間では河川利用が盛んで、福山市が「千代田地区かわまちづくり計画」に基づき総合体育館に隣接する芦田川の河川敷において、国と連携し総合体育館と一体的に利活用できる親水広場を整備し、令和2年（2020年）3月に完成した。さらに、河口に位置している芦田川河口堰の雄大な湛水域は、ボート競技、ボートセーリング等の水上スポーツの格好の場となっており、平成5年（1993年）9月には漕艇A級コースに認定されたこともあって、各種大会や市民の愛好者によって盛んに利用されているほか、高水敷を利用した福山かわまちトライアスロンや、あしだ川花火大会等が開催されている。	イベントを追加
36		地域との連携については、河川管理者、流域住民及び地元企業が連携し、水質浄化、防災、河川清掃、環境学習など多様な取組を実施しているほか、また、河川協力団体指定制度により、自発的に河川環境の保全等に関する活動を行う民間団体等を河川管理者と連携して活動する「河川協力団体」に指定し、自発的な活動を促進している。	・地域連携を追加
37	（2）河川の総合的な保全と利用に関する基本方針	（2）河川の総合的な保全と利用に関する基本方針	
38	芦田川水系では、甚大な被害をもたらした昭和20年洪水、昭和47年洪水、昭和60年洪水及び平成10年洪水等の経験を踏まえ、洪水から貴重な生命・財産を守り、地域住民が安心して暮らせるように社会基盤の整備を図る。また、流域の風土、文化、歴史を踏まえ、景勝地・河佐峡などに代表される自然豊かな河川環境を保全、継承するとともに、豊かな水辺環境を生かした川づくりを目指すため、関係機関や地域住民と一体となって、治水、利水、環境に関わる施策を総合的に展開する。	芦田川水系では、気候変動の影響により頻発化・激甚化する水災害に対し、貴重な生命、財産を守り、地域住民の安全・安心を確保するとともに、治水・利水・環境に関わる施策を総合的に展開し、持続可能で強靱な社会の実現を目指す。 また、上流部には景勝地である河佐峡、中流部には瀬と淵が交互に形成され、下流部には寄州や中州が発達し、芦田川河口堰の上流側に広がる湛水域など、自然豊かな河川環境が形成されている。これらを保全、継承するとともに、中・下流部の豊かな水辺環境や河川空間を活かし、人と川との豊かなふれあいの場を創出する。この	・気候変動の影響を考慮する観点を追記

	芦田川水系河川整備基本方針（平成16年6月策定）	芦田川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
		ため、自然とのふれあいの場や、歴史・文化・環境学習の場の整備、芦田川かわまち広場に代表される多様な河川利用に関するニーズへの対応など、まちづくりと連携した川づくりを推進し、流域の風土、文化及び歴史との繋がりを踏まえ、関係機関及び地域住民と一体となって、総合的な河川行政を展開する。	
39		芦田川では、想定し得る最大規模までのあらゆる洪水から、貴重な生命、財産を守り、地域住民の安全・安心を確保するとともに、社会経済活動への影響を軽減するため、河川整備の基本となる洪水の氾濫防止に加え、氾濫被害をできるだけ軽減するよう河川の整備及び必要な対策を推進する。また、集水域及び氾濫域を含む流域全体のあらゆる関係者と水災害リスクに関する情報等を共有し、協働して総合的かつ多層的な治水対策を推進する。このため、流域のあらゆる関係者の理解促進と防災意識の醸成を図るとともに、合意形成に向けた取組を推進し、自治体等が実施する取組を支援する。	・流域治水の観点の追記 ・関係機関や地域住民等と連携した推進について追記
40		本川及び支川の整備に当たっては、本川と支川及び上下流間の治水バランスや沿川の土地利用、背後地の状況等を考慮し、沿川の土地利用の将来像と一体となった貯留・遊水機能の確保に向けた取組を推進する。これにより、それぞれの地域における治水安全度の向上・確保を図るとともに、流域全体の水災害リスクの低減に資するよう、水系一貫の考え方のもと河川整備を推進する。 そのため、大臣管理区間及び県管理区間でそれぞれが実施する河川整備や維持管理に加え、河川区域に接続する沿川の背後地において市町等と連携して実施する対策についても、関係機関相互の連絡調整や進捗状況等の共有を強化する。 また、芦田川水系の特性を踏まえた流域治水を推進するため、水害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくり等については、関係機関の適切な役割分担のもと、自治体が実施する土地利用規制や立地誘導等の施策と連携・調整し、住民との合意形成を図る。さらに、沿川における保水・貯留・遊水機能の確保については、特定都市河川浸水被害対策法等に基づく計画や規制の活用を含め、その方策について検討を行う。	・66から移動 ・流域一貫の河川整備の追記 ・関係機関との連携について追加
41		気候変動の影響が顕在化している状況を踏まえ、官学が連携して水理・水文や土砂移動、水質、水温及び動植物の生息・生育・繁殖環境に係る観測・調査を継続的に行い、温暖化に伴う流域の降雨・流出特性や洪水流下特性の変化、降雨量や流況、水環境、海面水位の変化が河川生態系及び水利用等へ及ぼす影響の把握・予測に努め	・気候変動の影響に関するモニタリングの追記 ・官学連携による技術向上の追記

	芦田川水系河川整備基本方針（平成16年6月策定）	芦田川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
		るとともに、これらの情報を流域の関係者と共有し、気候変動を踏まえた施策の充実を図る。	
42		併せて、流域全体で総合的かつ多層的な治水対策を推進するためには、多様な主体がそれぞれの立場で参画することが重要であることから、大学や研究機関、河川に精通する団体等と連携し、専門性の高い様々な情報を立場の異なる関係者に分かりやすく伝えられる人材の育成に努める。また、環境教育や防災教育の取組を継続し、防災等に関する人材育成に努める。	・人材育成の観点の追記
43	このような考えのもとに、河川整備の現状、森林等の流域の状況、砂防、治山工事の実施状況、水害発生の状況、河川の利用の現状（水産資源の保護及び漁業を含む）、流域の歴史、文化及び河川環境を考慮し、また、地域の社会・経済情勢との調和や中国地方開発促進計画、瀬戸内海環境保全計画、環境基本計画等との調整を図り、かつ、土地改良事業等の関連事業及び既存の水利施設等の機能の維持を十分考慮して、水源から河口まで一貫した計画のもとに、段階的な整備を進めるに当たっての目標を明確にして、河川の総合的な保全と利用を図る。	このような考えのもとに、河川整備の現状、森林等の流域の状況、砂防、治山工事の実施状況、水害発生の状況、河川の利用の現状（水産資源の保護及び漁業を含む）、 都市の構造やその歴史的な形成過程 、流域の歴史、文化及び河川環境の 保全・創出等 を考慮し、また、地域の社会・経済情勢との調和や 中国圏広域地方計画 、瀬戸内海環境保全計画、環境基本計画等との調整を図り、かつ、土地改良事業等の関連事業及び既存の水利施設等の機能の維持を十分考慮して、水源から河口まで一貫した計画のもとに、段階的な整備を進めるに当たっての目標を明確にして、河川の総合的な保全と利用を図る。	・表現の適正化
44	健全な水循環系の構築を図るため、流域の水利用の合理化、下水道整備等を関係機関や地域住民と連携しながら流域一体となった取り組みを推進する。	また、 水のもたらす恩恵を享受できるように、関係する行政機関、有識者、事業者、団体及び住民等の多様な主体が連携して、流域に係る水循環について総合的かつ一体的な管理を推進する。このため、森林、河川、農地及び都市等における貯留・涵養機能の維持及び向上、並びに安定した水供給及び排水機能の確保、持続可能な地下水の保全及び利用、水インフラの戦略的な維持管理・更新、水の効率的かつ有効な利用の促進に取り組む。さらに、水環境、水循環と生態系、水辺空間、水文化、水循環と地球温暖化を踏まえた水の適正かつ有効な利用の促進等、健全な水循環の維持又は回復のための取組 を推進する。	・水循環基本計画を踏まえた表現の修正
45	河川の維持管理に関しては、災害の発生の防止、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の整備と保全の観点から、河川の有する多面的な機能を十分に発揮できるよう適切に行う。	河川の維持管理に関しては、災害発生の防止、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の整備と保全、 並びに地域経済の活性化やにぎわいの創出等 の観点から、河川の有する多面的機能を十分に発揮できるよう適切に行う。 このため、河川や地域の特性を反映した維持管理に係る計画を定め、実施体制の充実を図るとともに、河川の状況や社会経済情勢の変化等に応じて適宜見直しを行う。さらに、予防保全型のメンテナンスサイクルを構築し、継続的に発展させるよう努める。	・にぎわいの創出の観点の追記 ・予防保全メンテナンスの確立に関する追記

	芦田川水系河川整備基本方針（平成16年6月策定）	芦田川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
46		土砂移動に関する課題に対し、流域の源頭部から海岸までの一貫した総合的な土砂管理の観点から、国、県、市町及びダムや堰の施設管理者並びに、海岸、砂防、治山の関係機関が連携し、流域における河床材料や河床高の経年変化、土砂移動量の定量的把握、土砂移動が河川生態系に及ぼす影響に関する調査・研究に取り組む。 また、過剰な土砂流出を抑制するための砂防堰堤の整備、河川生態系の保全・創出、河道の維持、海岸線の保全に向けた適切な土砂移動の確保等を通じて、河床の動的平衡の維持・回復に努めるとともに、流域全体での総合的な土砂管理について、関係機関が連携して推進する。 なお、土砂動態については、気候変動による降雨量の増加等により変化する可能性があることから、モニタリングを継続的に実施し、官学が連携して気候変動の影響把握及び土砂生産予測技術の向上に努め、必要に応じて適切な対策を実施する。 さらに、総合的な土砂管理は治水・利水・環境のいずれの観点においても重要であり、これらが相互に影響しあうことを踏まえ、流域の源頭部から海岸までの一貫した取組を推進し、河川の総合的な保全と利用を図る。	・総合土砂管理の観点の拡充
47	ア 災害の発生防止又は軽減	ア 災害の発生防止又は軽減	
48	災害の発生防止又は軽減に関しては、沿川地域を洪水から防御するため、流域内の洪水調節施設により調節を行うとともに、芦田川の溪谷美や瀬・淵などの豊かな自然環境に配慮しながら堤防の新設・拡築及び河道掘削などを行って河積を増大させ、護岸等を設置し、計画規模の洪水の安全な流下を図る。特に、芦田川は固定堰、床止工、潜水橋などの横断構造物が多く、河道内の中州・寄州の発達、樹木化などとともに河積を阻害しており、なかでも市街地を控える中流部・下流部の狭隘箇所において、流下能力を著しく低下させていることから、河道掘削、河道内樹木伐採、構造物の改築などを実施する。また、高潮堤防の整備や内水被害の軽減対策については、関係機関と連携を図りながら対策を進めていく。	災害の発生防止又は軽減に関しては、河道や沿川の状況等を踏まえ、それぞれの地域特性に応じた治水対策を講じる。背後地の人口・資産の集積状況をはじめ、流域の土地利用、本川及び支川等の沿川地域の水害リスクの状況、河川空間や河川水の利活用、土砂移動の連続性や生物循環及び物質循環、豊かな自然環境等を総合的に勘案し、水系全体として本川及び支川ともにバランスのとれた治水安全度を向上させる。	・49へ移動 ・河川整備の留意点の拡充 ・50へ移動
49		これらの方針に沿って、芦田川の溪谷美や瀬・淵などの豊かな自然環境や景観に十分配慮しながら、本川及び支川において、堤防の整備、河道掘削及び固定堰の改築などを行って河積を増大させ、必要に応じて護岸の整備、堤防の安全性確保のための強化、施設管理者等と連携した流域内の既存ダムの有効活用を行い、基本高水を安全に流下させる。なお、芦田川は固定堰、床止工、潜水橋などの横	・48から移動

	芦田川水系河川整備基本方針（平成16年6月策定）	芦田川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
		断構造物が多く、河道内の中州・寄州の発達、樹木化などとともに河積を阻害しており、なかでも市街地を控える中流部・下流部の狭隘箇所において、流下能力を著しく低下させていることから、河道掘削、河道内樹木伐採、構造物の改築などを実施する。また、高潮堤防の整備や内水被害の軽減対策については、関係機関と連携を図りながら対策を進めていく。	
50		河道掘削等による河積の増大に当たっては、上下流一律で画一的な河道形状を避け、良好な環境を有する区間の形状や冠水頻度等を参考としながら、目標とする河道内の生態系に応じて掘削深や形状を工夫するとともに、河川が有している自然の復元力を活用する。さらに、河川の作用による変化等をモニタリングし、順応的な対応を行う。 また、地域の歴史や文化への配慮が必要な区域は、関係機関と連携・調整しながら対応する。 洪水時に流下阻害の一因となっている横断構造物の改築については、関係機関と河道断面の変化等に関する情報を共有する等、調整・連携を図りながら、必要な対策を実施する。	・48から移動 ・河積の確保及び増大について追記 ・横断構造物の対応について追加
51		洪水調節機能強化に当たっては、農地など周辺の土地利用の状況や事業による影響、自然環境が有する多面的な機能を踏まえ、関係者との調整を図りながら、営農等との両立にも配慮した検討を行うとともに、ネイチャーポジティブの考え方を踏まえた環境の保全・創出を図る。 また、流域及び沿川の土地利用状況等を踏まえ、貯留・遊水機能が期待できる土地については、関係機関等と連携し、維持・保全に努める。 さらに、気象予測技術の高度化や水文観測・流出解析の精度向上等を踏まえ、より効果的な洪水調節の実施及び総合的な運用を図る。併せて、流域内の既存ダムについては、施設管理者との相互理解及び協力の下、降雨予測技術の活用や観測網の充実、施設操作等に必要データ連携を進め、関係機関が連携した効果的な事前放流の実施に努める。また、これらの実施に当たっては、施設管理に係る負担の軽減を図るため、デジタル・トランスフォーメーション（DX）を積極的に推進する。	・洪水調節機能強化の観点の追記 ・DX 推進の観点の追記
52		段階的な河川整備の検討に当たっては、様々な洪水の発生を想定し、基本高水に加え、下流域に降雨が集中する降雨パターンなど、発生が想定される降雨パターンについてアンサンブル予測降雨デー	・河川管理者が実施する被害軽減対策の充実について追記

	芦田川水系河川整備基本方針（平成16年6月策定）	芦田川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
		タ等も活用しながら可能な限り考慮する。その上で、地形条件等により水位が上昇しやすい区間や、氾濫した場合に特に大きな被害が想定される区間等において氾濫被害をできる限り軽減するための対策を検討する。また、その際には、各地域及び流域全体の被害軽減並びに早期復旧・復興に資するよう、必要に応じて、関係機関との連絡調整を図る。	
53		想定最大規模を含む基本高水のピーク流量を上回る洪水及び河川整備の整備途上段階において施設能力を上回る洪水が発生し、氾濫した場合においても、水害に強い地域づくりの推進により住民等の生命を守ることを最優先とする。そのため、流域全体が一丸となって、国の関係機関・広島県・岡山県・流域関係市町・企業及び住民等のあらゆる関係者が水害に関するリスク情報を共有し、水害リスクの軽減に努めるとともに、水害発生時には逃げ遅れることなく命を守り、社会経済活動への影響を最小化するためのあらゆる対策を速やかに実施する。これらの取組に当たっては、中高頻度等複数の確率規模の浸水想定や施設整備前後の浸水想定等、多段階のハザード情報を活用する。	・64から移動 ・超過洪水対策、水害に強い地域づくりの観点を追加
54		氾濫をできるだけ防ぐ・減らすために、流域内の土地利用状況や雨水貯留等の状況の変化、既存ダムの事前放流の実施状況等の把握、及び治水効果の定量的・定性的な評価を関係機関と協力して進め、これらを流域の関係者と共有し、より多くの関係者の参画及び効果的な対策の促進に努める。	・関係機関や地域住民、民間企業等と連携した推進について追記
55		また、被害対象を減少させるために、低中高頻度といった複数の確率規模の浸水や施設整備前後の浸水を想定した多段階のハザード情報を流域の関係者に提供するとともに、関係する市町や、県の都市計画・建築部局等がハザードの要因や特徴等を理解し、地域の持続性を踏まえ土地利用規制や立地誘導等の水災害に強い地域づくりの検討がなされるよう技術的支援を行う。	・関係機関や地域住民等と連携する内容について追記
56		洪水・土砂災害・津波・高潮による被害の軽減のため、支川や内水による浸水を考慮した複合的なハザードマップや災害対応タイムラインの作成支援、地域住民も参加した防災訓練での活用を図り、地域住民による自主的な防災行動を基軸に、地域への来訪者を含め、適切な防災行動の実現を目指す。また、災害時のみならず平常時からの防災意識の向上を図るとともに、適切な防災行動がとれるよう、防災教育や地域防災リーダー育成等を支援し、地域防災力の強化を促進する。さらに、既往洪水の実績等を踏まえ、洪水予報及	・65から移動 ・関係機関や地域住民等との連携する内容を踏まえて追記

	芦田川水系河川整備基本方針（平成16年6月策定）	芦田川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
		び水防警報、長時間水位予測の充実を図り、水防活動との連携強化、河川情報の収集と情報伝達体制及び警戒避難体制の充実に努める。その上で、住民の自発的な取組、地域コミュニティの助け合いによる取組、行政による取組が不可欠であるという自助・共助・公助の精神のもと、市町長による避難指示等の適切な発令、住民等の自主的な避難、広域避難の自治体間の連携、的確な水防活動、円滑な応急活動の実施を促進し、地域防災力の強化を推進する。 さらに、デジタル技術の導入と活用で、個人の置かれた状況や居住地の水災害リスクに応じた適切な防災行動がとれるよう、地域住民に加えて、外国人観光客等を含む来訪者の理解の促進にも配慮した啓発活動の推進、地域住民も参加した防災訓練等による避難の実効性の確保を、関係機関や地域住民と連携して推進する。	
57		土砂・洪水氾濫による被害のおそれがある流域においては、沿川の保全対象の分布状況を踏まえ、一定規模の外力に対して土砂・洪水氾濫及びこれに伴い流出する流木による被害の防止を図るとともに、それを超過する外力に対しても被害の軽減に努める。なお、芦田川中上流部では、沿川の一部区間に土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域（土石流等）が指定されており、斜面崩壊等に伴う河川への土砂流出の可能性がある。 対策の実施に当たっては、土砂及び流木の生産抑制・捕捉等の対策を実施する砂防部局等の関係機関と連携・調整を図り、土砂の流送制御に配慮した河道形状の工夫や河道整備を推進する。併せて、施設能力を超過する外力に対しては、土砂・洪水氾濫に関するハザード情報の整備及び関係住民等への周知に努める。 なお、土砂・洪水氾濫は気候変動の影響により頻発化・激甚化することが懸念されることから、現在対策を実施していない地域においても、将来の降雨量の増加や降雨波形の変化、過去の発生履歴、地形及び保全対象の分布状況等の流域特性を踏まえ、土砂・洪水氾濫による被害の蓋然性を評価し、必要に応じて、対策を検討・実施する。	・土砂・洪水氾濫を追記
58		内水被害の著しい地域においては、気候変動による降雨分布の変化に注視し、河道や沿川の状況等を踏まえ、関係機関と連携・調整を図りながら、河川や下水道の整備、必要に応じた排水ポンプ等の整備等に加え、流出抑制に向けた保水・貯留機能を確保する対策、土地利用規制や立地の誘導等、自治体を実施する内水被害の軽減対策に必要な支援を実施する。	・内水被害軽減対策に必要な支援を追記

	芦田川水系河川整備基本方針（平成16年6月策定）	芦田川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
59		河口部では海岸管理者と連携し、津波・高潮を考慮した対策をすることとし、高潮対策に当たっては、気候変動による予測を考慮した対策とする。	・高潮対策を追加
60		河川津波対策は、沿岸域の津波の襲来と河川への遡上を一連の現象と捉え、海岸管理と一体で計画的に対応する。発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす「最大クラスの津波」は施設対応を超過する事象として、住民等の生命を守ることを最優先とし、津波防災地域づくり等と連携して減災を目指す。また、最大クラスの津波に比べて発生頻度は高く、津波高は低いものの、大きな被害をもたらす「計画津波」に対しては、津波による災害から人命や財産等を守るため、海岸における防御と一体となって河川堤防等により被害を防ぐ。 さらに、洪水・地震・津波防災のため、堤防の耐震対策や構造物の機能維持等を図るとともに、復旧資機材の備蓄、情報の収集・伝達、復旧活動の拠点等を目的とする防災拠点等の整備を行う。	・津波対策を追加
61	洪水調節施設、排水機場、樋門等の河川管理施設の機能を確保するため巡視、点検、維持補修、機能改善などを計画的に行うことにより、常に良好な状態を保持しつつ、施設管理の高度化、効率化を図る。	洪水調節施設、堤防、堰、排水機場、樋門等の河川管理施設の機能を確保するために、平常時及び洪水時等におけるきめ細かな巡視、点検の実施により河川管理施設及び河道の状況を的確に把握し、維持補修、機能改善等を計画的に行うことにより、常に良好な状態を保持するとともに、河川空間監視カメラによる監視の実施等、施設管理の高度化、効率化を図る。また、操作員の安全確保や迅速・確実な操作のため、樋門等の自動化・遠隔操作化を推進する。 さらに、内水排除のための施設については、排水先の河川の出水状況等を把握し、関係機関と連携・調整を図りつつ適切な運用を行う。 併せて、流域全体を俯瞰し、維持管理の最適化が図られるよう、国及び県の河川管理者間の連携強化に努める。	・維持管理の連携強化の追記 ・内水排除施設の無動力化・遠隔操作化について追記
62		河道内の樹木については、樹木による河積阻害が洪水位に及ぼす影響を十分把握し、河川環境の保全・創出を図りつつ、洪水の安全な流下を図るため、樹木の繁茂状況等をモニタリングしながら、計画的な伐採等の適切な管理を実施する。また、河道内の砂州の発達や深掘れの進行等についても、適切なモニタリング及び管理を実施する。	・河道の維持管理について追記
63		また、流域対策の実施状況や、科学技術の進展、将来気候の予測技術の向上、将来降雨データの充実等を踏まえ、関係機関と連携	・気候変動を踏まえた記載を追記

	芦田川水系河川整備基本方針（平成16年6月策定）	芦田川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
		し、更なる治水対策の改善に努める。	
64	また、計画規模を上回る洪水及び整備途上段階で施設能力以上の洪水が発生し氾濫した場合においても、被害をできるだけ軽減できるよう、必要に応じて対策を実施する。		・ 53へ移動
65	さらに、ハザードマップの作成支援、住民も参加した防災訓練などにより災害時のみならず平常時から防災意識の向上を図るとともに、既往洪水の実績等を踏まえ、洪水予報、水防警報の充実、水防活動との連携、河川情報の収集と情報伝達体制及び警戒避難体制の充実、土地利用計画や都市計画との調整など、総合的な被害軽減対策を関係機関や地域住民等と連携して推進する。		・ 56へ移動
66	支川及び本川上流区間については、本支川及び上下流間のバランスを考慮し、水系として一貫した河川整備を行う。		・ 40へ移動
67	イ 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持	イ 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持	
68	河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関しては、都市用水等の安定供給や流水の正常な機能を維持するため、八田原ダム及び芦田川河口堰による供給を行うとともに、広域的かつ合理的な水利用の促進を図る。	河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関しては、都市用水等の安定供給や流水の正常な機能を維持するため、八田原ダム及び芦田川河口堰による水供給を行うとともに、広域的かつ合理的な水利用の促進を図るなど、今後とも関係機関と連携して必要な流量の確保に努める。	・ 表現の適正化
69	また、渇水の起こりやすい地域であるため、今後とも渇水等の被害を最小限に抑えるために、渇水発生時の情報提供等の体制を確立するとともに、水利使用者相互間の水融通の円滑化などを関係機関及び水利使用者等と連携して推進する。	また、渇水の起こりやすい地域であるため、今後とも渇水等の被害を最小限に抑えるために、渇水発生時の情報提供等の体制を確立するとともに、水利使用者相互間の水融通の円滑化などを関係機関及び水利使用者等と連携して推進する。さらに、気候変動の影響による降雨量や流況の変化等の把握に努め、関係者と共有を図る。	・ 気候変動による流況の変化等の把握の観点の追記
70	ウ 河川環境の整備と保全	ウ 河川環境の整備と保全	
71	河川環境の整備と保全に関しては、良好な自然環境や動植物の生息・生育環境の保全を図るとともに、流域住民の自然体験活動や環境学習等の河川空間の利用が盛んであることを踏まえ、河川利用と自然環境との調和のとれた河川整備に努める。このため、流域の自然的・社会的状況を踏まえ、河川環境の整備と保全が適切に行われるよう、空間管理等の目標を定め、地域と連携しながら川づくりを推進する。	河川環境の整備と保全・創出に関しては、これまでの流域の人々と芦田川との歴史的・文化的な関わりを踏まえ、芦田川の流況が生み出す良好な河川景観を保全・創出し、生物の多様性が向上することを目指して良好な河川環境の保全・創出を図るとともに、豊かな自然環境を次世代に継承する。さらに、流域住民の自然体験活動や環境学習等の河川空間の利用が盛んであることを踏まえ、河川利用と自然環境との調和のとれた河川整備に努める。 このため、流域の自然的・社会的状況を踏まえ、ネイチャーポイントの観点からも整備と保全が適切に行われるよう、河川空間管理をはじめ、土砂移動も考慮しながら、河川環境管理の目標を定め、生態系ネットワークの形成にも寄与する良好な河川環境の整備	・ 表現の適正化 ・ 河川環境の整備等に係る記載の拡充 ・ 土砂動態の追記 ・ ネイチャーポイントの観点、生態系ネットワークについて追記 ・ 学術的な知見の観点の追記

	芦田川水系河川整備基本方針（平成16年6月策定）	芦田川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
		と保全・創出を図る。河川工事等により河川環境に影響を与える場合には、影響を事前に予測し、できる限り影響の回避・低減に努め、良好な河川環境の保全・創出を図る。実施に当たっては、地域と連携しながら川づくりを推進する。 河川環境の保全・創出の実施に当たっては、当該河川環境の目標を見据え、重要種を含む多様な動植物を育む瀬・淵やワンド、河岸、河畔林等の定期的なモニタリングによって生息場及び動植物の応答を確認しつつ対応することを基本とする。また、河川環境の重要な要素である土砂動態等を把握し、河川生態系の保全や砂州の保全、海岸線の保全のための適切な土砂供給と、河床の動的平衡の確保に努める。さらに、新たな学術的な知見も取り入れながら、生物の生活史全体を支える環境の確保を図る。 芦田川流域においては、横断工作物により縦断的な連続性の分断が見られており、魚道を整備することにより解消を目指している。今後も河川を基軸とした生態系ネットワークの形成に着目し、上下流や支川、流入水路等との連続性を維持・確保する。 また、地域と連携し、河川周辺の水田・湿地・森林・海岸等、流域全体の自然環境をグリーンインフラとして保全・創出する。 さらに、まちづくりや地域活動との連携を通じて、保水・遊水機能の発揮や、水辺の利活用、地域の魅力の向上、安全で質の高い生活環境の形成等、グリーンインフラの多面的な機能を活用した地域づくりを推進する。	
72	動植物の生息地・生育地の保全については、アユなどの回遊性魚類の生息環境の保全を図るため連続性の確保に努めるとともに瀬、淵の保全に努める。また、カワジシャやミゾコウジュなどの生育する水際部の保全に努める。下流部においては、河口部の干潟の保全に努める。	動植物の生息・生育・繁殖環境の保全・創出については、上流域では、アユやアカザ等、多くの魚類の生息場となる水際植生帯や瀬淵環境の保全・創出を図る。 中流域では、ヤリタナゴやキイロヤマトンボ等の貴重な生物の生息場となる浅場環境や水際植生帯、コチドリやイカルチドリ等が営巣地として利用する礫河原やアユ、アカザ、ヌマムツ、カワムツ等の生息場となる瀬淵環境や緩流部の保全・創出、アユ等の回遊魚が遡上・降下できるよう縦断連続性の確保を図る。 下流域の流水区間では、ヤリタナゴ、オオヨシキリ、ナゴヤサナエ、キイロヤマトンボ等の多くの貴重な生物の生息場となる浅場環境や水際植生帯の保全・創出、アユ等の回遊魚が遡上・降下できるよう、横断工作物等の魚道改良などにより縦断連続性を確保する。 下流域の湛水区間では、多くの動植物の生息・生育・繁殖場となるワンド・たまり、水生植生帯で形成される良好な湿地環境（ウェ	・動植物の生息・生育・繁殖環境について追記 ・特定外来種について追記

	芦田川水系河川整備基本方針（平成16年6月策定）	芦田川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
		ットランド）を保全し、ヤリタナゴ、オオヨシキリ、ナゴヤサナエ等の多くの貴重な生物の生息場の保全・創出を図る。 河口では、瀬戸内海で減少傾向にあるスナガニやハクセンシオマネキ、トビハゼ等の干潟特有の種が生息する干潟の保全を図る。 支川高屋川では、ヤリタナゴやタモロコ、オオヨシキリ等多くの魚類や鳥類の生息場となる浅場環境や水際植生帯の保全・創出を図る。 なお、特定外来生物等の生息・生育が確認された場合は、在来種への影響を軽減できるよう関係機関等と迅速に情報共有するなど連携して適切な対応を行う。	
73	良好な景観の維持・形成については、景勝地・河佐峡の山間渓谷美に富んだ渓谷環境を高める整備と保全を進めていくとともに、自然環境豊かな水辺空間の保全を図る。	良好な景観の保全・創出については、景勝地・河佐峡の山間渓谷美に富んだ渓谷環境、中流部の潜り橋や芦田川河口堰湛水域の芦田川における特徴的な景観を高める整備と保全・創出を進めていくとともに、治水や沿川の土地利用状況との調和を図りつつ、沿川自治体等の関連計画等と整合・連携し、自然環境豊かな水辺空間の保全・創出を図る。	・表現の適正化
74	人と河川との豊かなふれあいの確保については、渓谷美に富んだ景勝地・河佐峡に代表される豊かな自然を生かし、自然とのふれあい、環境学習の場等としての活用が図られるよう水辺空間の整備・保全を進める。また、沿川自治体の立案する地域計画との連携、調和を図りつつ、オープンスペースである水辺空間や河川敷利用に関する多様なニーズを踏まえ、地域と水辺の一体化を目指した整備と保全に努める。	人と河川との豊かなふれあいの確保については、多様な動植物の生息・生育・繁殖環境を保全・創出しつつ、地域住民の生活基盤や歴史、文化、風土を形成してきた渓谷美に富んだ景勝地・河佐峡に代表される豊かな自然を生かし、川や自然とのふれあい、散策、スポーツ、釣り、水遊び、サイクリング等の河川利用、環境学習の場、魅力ある水辺空間の整備・保全を図る。その際、高齢者をはじめとして誰もが安心して川や自然に親しめるようユニバーサルデザインに配慮する。また、沿川自治体等の関係計画との連携、調和を図り、オープンスペースである水辺空間や河川敷利用に関する多様なニーズを踏まえ、地域の活性化や持続的な地域づくりのため、まちづくりと連携した川づくりを推進する。	・表現の適正化
75	水質については、快適な親水活動や水利用の状況も踏まえ、特に水質汚濁の著しい下流域、支川高屋川及び八田原ダム貯水池への支川流入において、下水道等の関連事業、関係機関及び地域住民と一体となって改善に努める。	水質については、快適な親水活動や水利用の状況も踏まえ、特に改善傾向であるものの環境基準値（BOD75%値）を上回っている下流域、支川高屋川及び八田原ダム貯水池への支川流入において、下水道等の関連事業、関係機関及び地域住民と一体となって改善を図る。	・表現の適正化
76	河川敷地の占用及び許可工作物の設置、管理においては、貴重なオープンスペースである河川敷地の多様な利用が適正に行われるよう、治水・利水・河川環境との調和を図る。	河川敷地の占用及び許可工作物の設置、管理においては、動植物の生息・生育・繁殖環境の保全・創出、景観の保全について十分に考慮するとともに、貴重なオープンスペースである河川空間の多様な利用が適正に行われるよう、治水・利水・河川環境との調和を図る。	・表現の適正化

	芦田川水系河川整備基本方針（平成16年6月策定）	芦田川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由																				
		る。																					
77	また、環境に関する情報を適切にモニタリングし、河川整備や維持管理に反映させる。	また、環境や景観に関する情報収集やモニタリングを関係機関と連携しつつ適切に行い、河川整備や維持管理に反映させるとともに、得られた情報については地域との共有に努める。	・表現の適正化																				
78	地域の魅力と活力を引き出す積極的な河川管理を推進する。そのため、河川に関する情報を地域住民と幅広く共有し、防災学習、河川利用に関する安全教育、環境教育等の充実を図るとともに、住民参加による河川清掃、河川愛護活動等を推進する。	さらに、川と流域が織りなす風土・文化・歴史を踏まえ、流域住民や団体、関係機関との連携を強化し、地域の魅力と活力を引き出す積極的な河川管理を推進する。そのため、河川に関する情報を地域住民に幅広く提供・共有すること等により、河川と地域住民等とのつながりや流域連携を促進し、河川清掃、河川愛護活動、防災学習、河川利用に関する安全教育、環境教育等の支援の充実を図るなど住民参加による河川管理を推進する。	・表現の適正化																				
79	2. 河川の整備の基本となるべき事項 （1）基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項	2. 河川の整備の基本となるべき事項 （1）基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項																					
80	基本高水は、昭和60年6月洪水、平成10年10月洪水等の既往洪水について検討した結果、そのピーク流量を基準地点山手において3,500m³/sとし、このうち既設の洪水調節施設により700m³/sを調節して、河道への配分流量を2,800m³/sとする。	基本高水は、昭和60年（1985年）6月洪水、平成10年（1998年）10月洪水、平成30年（2018年）7月洪水等の既往洪水について検討し、気候変動により予測される将来の降雨量の増加等を考慮した結果、そのピーク流量を基準地点山手において4,200m³/sとし、このうち既設の洪水調節施設等により1,300m³/sを調節して、河道への配分流量を2,900m³/sとする。 なお、気候変動の状況やその予測に係る技術・知見の蓄積、流域の土地利用や保水・貯留・遊水機能の変化等に伴う流域からの流出特性や流下特性が変化し、また、その効果の評価技術の向上等、基本高水のピーク流量の算出や河道と洪水調節施設等の配分に係る前提条件が著しく変化することが明らかとなった場合には、必要に応じこれを見直すこととする。	・西暦追加 ・気候変動の踏まえた記載を追記 ・基本高水のピーク流量等を変更																				
81	基本高水のピーク流量等一覧表 <table><tr><th>河川名</th><th>基準地点</th><th>基本高水のピーク流量 (m³/s)</th><th>洪水調節施設による調節流量 (m³/s)</th><th>河道への配分流量 (m³/s)</th></tr><tr><td>芦田川</td><td>山手</td><td>3,500</td><td>700</td><td>2,800</td></tr></table>	河川名	基準地点	基本高水のピーク流量 (m³/s)	洪水調節施設による調節流量 (m³/s)	河道への配分流量 (m³/s)	芦田川	山手	3,500	700	2,800	基本高水のピーク流量等一覧表 <table><tr><th>河川名</th><th>基準地点</th><th>基本高水のピーク流量 (m³/s)</th><th>洪水調節施設等による調節流量 (m³/s)</th><th>河道への配分流量 (m³/s)</th></tr><tr><td>芦田川</td><td>山手</td><td>4,200</td><td>1,300</td><td>2,900</td></tr></table>	河川名	基準地点	基本高水のピーク流量 (m³/s)	洪水調節施設等による調節流量 (m³/s)	河道への配分流量 (m³/s)	芦田川	山手	4,200	1,300	2,900	・高水処理計画の更新を反映
河川名	基準地点	基本高水のピーク流量 (m³/s)	洪水調節施設による調節流量 (m³/s)	河道への配分流量 (m³/s)																			
芦田川	山手	3,500	700	2,800																			
河川名	基準地点	基本高水のピーク流量 (m³/s)	洪水調節施設等による調節流量 (m³/s)	河道への配分流量 (m³/s)																			
芦田川	山手	4,200	1,300	2,900																			
82	（2）主要な地点における計画高水流量に関する事項	（2）主要な地点における計画高水流量に関する事項																					
83	計画高水流量は、府中において1,800m³/sとし、支川神谷川、高屋	計画高水流量は、流域内の貯留・遊水機能を踏まえた上で、府中	・表現の適正化 ・計画高水流量を変更																				

	芦田川水系河川整備基本方針（平成16年6月策定）	芦田川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由																																																							
	川等及び残流域からの合流量を合わせ、基準地点山手において2,800m ³ /sとする。その下流では瀬戸川からの合流量を合わせ、2,900m ³ /sとし、河口まで同流量とする。	地点において1,800m ³ /sとし、支川神谷川、高屋川等及び残流域からの合流量を合わせ、基準地点山手において2,900m ³ /sとする。その下流では瀬戸川からの合流量を合わせ、3,000m ³ /sとし、河口まで同流量とする。																																																								
84	芦田川計画高水流量図 (単位: m³/s)	芦田川計画高水流量図 (単位: m³/s)	- 計画高水流量図の変更 - 河口地点を追加																																																							
85	(3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項	(3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項																																																								
86	本水系の主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る概ねの川幅は、次表のとおりとする。	本水系の主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る概ねの川幅は、次表のとおりとする。																																																								
87	<table><tr><th colspan="5">主要な地点における計画高水位及び川幅一覧表</th></tr><tr><th>河川名</th><th>地点名</th><th>河口又は合流点からの距離(km)</th><th>計画高水位 T. P. (m)</th><th>川幅 (m)</th></tr><tr><td>芦田川</td><td>ふちゅう府中</td><td>26.6</td><td>29.84</td><td>140</td></tr><tr><td>芦田川</td><td>やまて山手</td><td>9.6</td><td>7.80</td><td>320</td></tr><tr><td>高屋川</td><td>みゆき御幸</td><td>あしだがわ 芦田川合流点から 2.8</td><td>9.58</td><td>90</td></tr></table> 注) T. P. : 東京湾中等潮位	主要な地点における計画高水位及び川幅一覧表					河川名	地点名	河口又は合流点からの距離(km)	計画高水位 T. P. (m)	川幅 (m)	芦田川	ふちゅう府中	26.6	29.84	140	芦田川	やまて山手	9.6	7.80	320	高屋川	みゆき御幸	あしだがわ 芦田川合流点から 2.8	9.58	90	<table><tr><th colspan="5">主要な地点における計画高水位及び川幅一覧表</th></tr><tr><th>河川名</th><th>地点名</th><th>河口又は合流点からの距離(km)</th><th>計画高水位等 T. P. (m)</th><th>川幅 (m)</th></tr><tr><td>芦田川</td><td>ふちゅう府中</td><td>26.6</td><td>29.84</td><td>140</td></tr><tr><td>芦田川</td><td>やまて山手</td><td>9.6</td><td>7.80</td><td>320</td></tr><tr><td>芦田川</td><td>河口</td><td>0.0</td><td>※3.82</td><td>760</td></tr><tr><td>高屋川</td><td>みゆき御幸</td><td>あしだがわ 芦田川合流点から 2.8</td><td>9.58</td><td>90</td></tr></table> 注) T. P. : 東京湾中等潮位 ※計画高潮位	主要な地点における計画高水位及び川幅一覧表					河川名	地点名	河口又は合流点からの距離(km)	計画高水位等 T. P. (m)	川幅 (m)	芦田川	ふちゅう府中	26.6	29.84	140	芦田川	やまて山手	9.6	7.80	320	芦田川	河口	0.0	※3.82	760	高屋川	みゆき御幸	あしだがわ 芦田川合流点から 2.8	9.58	90	- 表現の適正化 - 河口地点を追加
主要な地点における計画高水位及び川幅一覧表																																																										
河川名	地点名	河口又は合流点からの距離(km)	計画高水位 T. P. (m)	川幅 (m)																																																						
芦田川	ふちゅう府中	26.6	29.84	140																																																						
芦田川	やまて山手	9.6	7.80	320																																																						
高屋川	みゆき御幸	あしだがわ 芦田川合流点から 2.8	9.58	90																																																						
主要な地点における計画高水位及び川幅一覧表																																																										
河川名	地点名	河口又は合流点からの距離(km)	計画高水位等 T. P. (m)	川幅 (m)																																																						
芦田川	ふちゅう府中	26.6	29.84	140																																																						
芦田川	やまて山手	9.6	7.80	320																																																						
芦田川	河口	0.0	※3.82	760																																																						
高屋川	みゆき御幸	あしだがわ 芦田川合流点から 2.8	9.58	90																																																						
88		計画高潮位については、海岸管理者と連携し、気候変動による平均海面水位の上昇量や潮位偏差の増加量を適切に評価し、海岸保全基本計画との整合を図りながら必要に応じて設定を行う。	気候変動による潮位への影響について追記																																																							

	芦田川水系河川整備基本方針（平成16年6月策定）	芦田川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
89	(4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項	(4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項	
90	山手地点から下流における既得水利としては、工業用水として約1.97m ³ /sの許可水利とかんがい面積約61.5haの慣行水利がある。	山手地点から下流における既得水利としては、工業用水として約1.412m ³ /sの許可水利とかんがい面積約61.5haの慣行水利がある。	
91	これに対して、山手地点における過去36年間（昭和41年～平成13年）の平均渇水流量は0.51m ³ /s、平均低水流量は1.94m ³ /sである。	これに対して、山手地点における過去59年間（昭和41年（1966年）～令和6年（2024年））の平均渇水流量は0.86m ³ /s、平均低水流量は2.31m ³ /sである。	・西暦追加 ・時点更新
92	山手地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量は、利水の現況、動植物の保護・漁業、景観、流水の清潔の保持等を考慮し、1.2m ³ /sとする。	山手地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量は、利水の現況、動植物の保護・漁業、景観、流水の清潔の保持等を考慮し、1.2m ³ /sとする。	
93	なお、流水の正常な機能を維持するため必要な流量には、水利流量が含まれているため、山手地点下流の水利使用の変更に伴い、当該水量は増減するものである。	なお、流水の正常な機能を維持するため必要な流量には、水利流量が含まれているため、山手地点下流の水利使用の変更に伴い、当該水量は増減するものである。	
94	 (参考図) 芦田川水系図	 凡例 ■ 基地点 ● 主要な地点 ▬ 既設ダム ▬ 流域界 ▬ 県界 ▬ 市界	・源流追加 ・主要な地点を修正